

岐阜県公報

目次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正	(統計課)	二
救急病院の申出の撤回	(医療整備課)	二
家畜伝染病予防法に基づく予防注射の実施	(家畜伝染病対策課)	二
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	二
道路の区域変更	(道路維持課)	三
道路の供用開始	(同)	三
自動車交通量がきわめて少ないと認める道路の指定に関する告示の一部改正	(同)	四
落札者等に関する公示	(健康福祉政策課)	四
基本測量の実施	(用地課)	五
基本測量の終了	(同)	五
公共測量の終了	(同)	五
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	六

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (ときは翌日)

号外(一) 令和二年三月十九日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部十七の項中「事務」の下に「(施行令第五条第一項から第四項までの規定により知事が処理することとされているものに限る。)」を加え、同項第一号中「(施行令第五条第一項から第四項までの規定により知事が処理することとされているものに限る。次号から第三十二号までにおいて同じ。)」を削り、同項第三号中「規定により変更」を「規定による変更」に改め、同項第四号、第六号、第十号及び第十二号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第二十号中「規定により変更」を「規定による変更」に改め、同項第二十三号及び第三十一号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第三十四号中「受理する」を「受ける」に改め、同項に次の一号を加える。

35 施行規則第四十条の二又は第五十五条の二の規定による心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出を受けること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年三月十九日

告 示

岐阜県告示第百十七号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

「受動喫煙対策に関するアンケート調査」を削る。

岐阜県告示第百十八号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所在地	撤回年月日
伊佐治医院	加茂郡八百津町八百津三九二六番	令和二・二・二九

岐阜県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同法第六条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚熱の発生予防のため

二 実施する区域
県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししその他の予防接種を実施する必要がない豚及びいのししとして知事が認めるものを除く。）

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

岐阜県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町大鷲字イワタル五一七の三、五一八の一、五二二の二、五二二、字漆ヶ洞一、二九の二、一三〇二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
岐阜県道	大嶽岐野南線	揖斐郡大野町大字下礪字村中四九八番一地区地内	一八・五〇	一九・〇〇	（メートル）	（メートル）	

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
岐阜県道	長森原線	各務原市各務西町二丁目五三番一地区地先から同市同町二丁目一五五番地先まで	七・五	七・五	（メートル）	（メートル）	

岐阜県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
一般国道	百五十七号	本巣市三橋字系貫川通一〇九九番四〇地区先から同市同字同四番二九地区先まで	四六・〇	令和二年三月十九日	平成二十二年三月

岐阜県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

- 3 入札公告を行った日 令和元年12月13日
- 4 落札者を決定した日 令和2年1月31日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市金町6丁目21番地岐阜ステーションビル8階
岐阜電力株式会社

代表取締役 下田平 真樹

6 落札金額 34,923,431円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市加下町1丁目1番地

○基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 三 作業期間
令和二年四月一日から
令和三年三月三十一日まで
- 四 作業地域
岐阜県

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量（水準測量）
- 三 作業期間
令和元年七月八日から
令和二年二月二十八日まで
- 四 作業地域
大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安
八郡安八町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により岐阜県地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があっ
たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜県地方務局
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
令和元年十月一日から
令和二年二月二十八日まで
- 四 作業地域
大野郡白川村

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐西建築第一二二三号の九 令和元・九・五 同岐西建築一二三五号の二五 同二・二・一八</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島市福寿町本郷字牛部一四七三番、一四七四番一、一四七四番二及び一四七五番</p>	<p>公共施設の種類の</p> <p>道路</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>羽島郡笠松町門前町七八番地一 高橋コーポレーション株式会社 代表取締役 高橋直樹</p>	<p>○公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、</p> <p>令和二年三月十九日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p> <p>一 作業機関 瑞浪市 二 作業種類 公共測量(基準点測量) 三 作業期間 令和元年十月十日から令和二年二月二十八日まで 四 作業地域 瑞浪市</p> <p>○公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により海津市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、</p>
	<p>同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>令和二年三月十九日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p> <p>一 作業機関 海津市 二 作業種類 公共測量(数値図化修正) 三 作業期間 平成三十一年四月十九日から令和二年二月二十八日まで 四 作業地域 海津市</p> <p>○開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>令和二年三月十九日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p>				

<p>同岐西建築第二二四号の一四 令和元・一一・一一</p>	<p>瑞穂市穂積字東原八四七番一</p>	<p>道路、水路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市早田東町九丁目二番地 株式会社マンションセンターデザイン 代表取締役 山 田 百合香</p>
<p>同岐西建築第二二七号の二 令和元・一〇・二四 同岐西建築第二三五号の二七 同二・二・一九</p>	<p>本巣郡北方町北方字大門一三三三番五 及び一三三三番一から一三三三番一 四まで</p>	<p>道路、下水 道</p>	<p>同</p>	<p>静岡県浜松市中区佐鳴台一丁目八番八号 グッドリビング株式会社 代表取締役 相 澤 健 一</p>
<p>同岐西建築第二二七号の五 令和元・一〇・三〇</p> <p>同岐西建築第二二号の五 平成三〇・六・二七 同岐西建築第四号の三三 同三一・三・一九 同岐西建築第二三五号の二一 令和二・一・二七</p>	<p>本巣郡北方町芝原東町四丁目六番</p> <p>不破郡垂井町市之尾字離山三三三番一 外四〇筆及び財務省所管法定外公共 物（道路）</p>	<p>道路、下水 道</p> <p>道路、緑地 広場、水路 その他（消 火栓）</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市則武中一丁目一九番二六号 株式会社マルヤスホームズ 代表取締役 安 西 日出夫</p> <p>不破郡垂井町宮代二九五七番地の二一 垂井町土地開発公社 理事長 片 岡 兼 男</p>

令和二年三月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社